

陳情第 3 5 号	受理年月日	令和 3 年 6 月 8 日
付託委員会	保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	生活保護の扶養照会書等の見直しについて	
要 旨	<p>コロナ禍で、生活保護は最後のセーフティネットとしての重要性が増している。</p> <p>そんな中、国会では厚生労働大臣が、生活保護の扶養照会は義務ではないと何度も繰り返し答弁した。それは、扶養が保護の要件ではないからである。こうした国会での議論を受け、厚生労働省は 3 月 30 日付で生活保護の扶養照会の取扱いを大幅に改善する通知を出した。</p> <p>ところが、本市が生活保護申請者の親族に支援をお願いする扶養照会書には、民法第 877 条、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。生活保護法第 4 条第 2 項、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとするとの条文が記載されており、扶養は義務であり、親族による扶養が生活保護の前提であるかのような誤解を与える可能性の高い文言になっている。</p> <p>一方、今回の通知では、扶養が保護に優先するとは、保護受給者に対して実際に仕送り等の扶養援助が行われた場合は収入と認定して、その援助の金額分だけ保護費を減額するということであり、生活保護の前提条件ではないと明確である。</p> <p>また、扶養照会書を受けて親族が回答する扶養届書には、家族構成及び収入等の状況として、扶養義務のない家族も含めて、氏名、続き柄、生年月日、職業、勤務先、平均月収額を。資産の状況では、家屋や宅地、田畑や山林の平米数を。負債の状況では、負債の内容、返済年月と金額、返済の終了予定年月を。さらに、収入等の状況及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付するよう書かれている。</p> <p>これらの項目を報告する義務があるかのような文言で、本市が親族に</p>	

(続 く)

回答を求めることは、プライバシーを大きく侵害するものであるとともに、生活保護を申請した者に対する親族の反感や憎悪をも生み出すことになりかねず、家族、親族の信頼関係を悪化させることも危惧される。そして、何よりも生活保護利用への壁を一層高くしてしまう。

菅総理大臣は、最後は生活保護だと言いつつ、本市では扶養照会が生活保護申請の大きな壁になっている。

については、下記のとおり措置していただきたい。

#### 記

- 1 本市の扶養照会書を、厚生労働省の通知内容に沿ったものに改めること。
- 2 本市の扶養届書において、家族の平均月収額や、資産、負債の状況等の記載及びそれらを明らかにする書類の添付を求めないこと。
- 3 本市の扶養届書を、厚生労働省の通知内容に沿ったものに改めること。